

平成 30 年 4 月 1 日

職員各位

社会福祉法人フロンティア
理事長 水島 正彦

今般、次のとおり次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を定めましたので、お知らせいたします。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができる環境の整備並びに子育てをしていない職員を含めた多様な労働条件の整備を通して、全ての職員が長期に亘り安心してその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 3 か年
2. 内容

目標 1 : 計画期間中に、短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方を実現する。

<対策>

- ・平成 30 年 4 月～ 広報紙、啓発ポスターなどを作成・活用し、利用可能な両立支援制度を職員に周知
- ・平成 30 年 5 月～ 管理職を対象とした会議等での周知と取得の奨励

目標 2 : 非正社員から正社員（※）への転換制度を積極的に運用する。

※「正社員」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第六十七号）第二条の「通常の労働者」のいうこと。「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用、賃金形態等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給携帯、賞与、定期的な昇給又は昇格の有無）を総合的に勘案して判断するものであること。

<対策>

- ・平成 30 年 4 月～ 広報紙、啓発ポスターなどを作成・活用し、利用可能な両立支援制度を職員に周知
- ・平成 30 年 5 月～ 管理職を対象とした会議等での周知と取得の奨励
- ・毎年度 9 月 正社員への転換制度の対象となる職員の抽出
- ・毎年度 9 月 対象者の選考
- ・毎年度 10 月 対象者の決定